

消防法施行令別表第1に掲げる**特定防火対象物**の区分

項別	防火対象物の用途等	
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するもの
	ニ 一	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、老人デイサービス事業を行う施設、その他これらに類するもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設 (5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援施設
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)項		地下街
(16の3)項		建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)